

# 奈良県地域防災計画

～重点的な取組項目～

平成26年3月

## はじめに

本県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域だと言われてきました。しかし、平成23年9月の紀伊半島大水害では、近年類を見ない大雨による大規模な土砂災害が発生し、死者・行方不明者を合わせて24名という甚大な被害にみまわれ、改めて災害の脅威を認識いたしました。

さらに、国では、同年の東日本大震災を踏まえ、災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正等が行われるとともに、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震動及び津波を想定した南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されました。

県では、紀伊半島大水害の経験・教訓及び国の法改正等を踏まえて、平成24年度及び平成25年度の2箇年において、奈良県地域防災計画の見直しを行いました。見直しにあたっては、国の機関、市町村、防災関係機関等と連携・協力して「災害による死者をなくす、人命を守る」という観点から「住民避難」等を重点項目として検討してきました。

今般、奈良県地域防災計画の見直しと併せて、これらの重点項目について「奈良県地域防災計画～重点的な取組項目～」として冊子に取りまとめましたので、日頃の防災活動等にお役立ていただけると幸甚です。

また、県では、国の機関、市町村及び防災関係機関等と連携・協力して災害への備えを進め、県民の皆様が安全に安心して暮らせる災害に強い奈良県を目指したいと考えております。皆様方におかれましては、引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

平成26年3月

奈良県防災会議会長

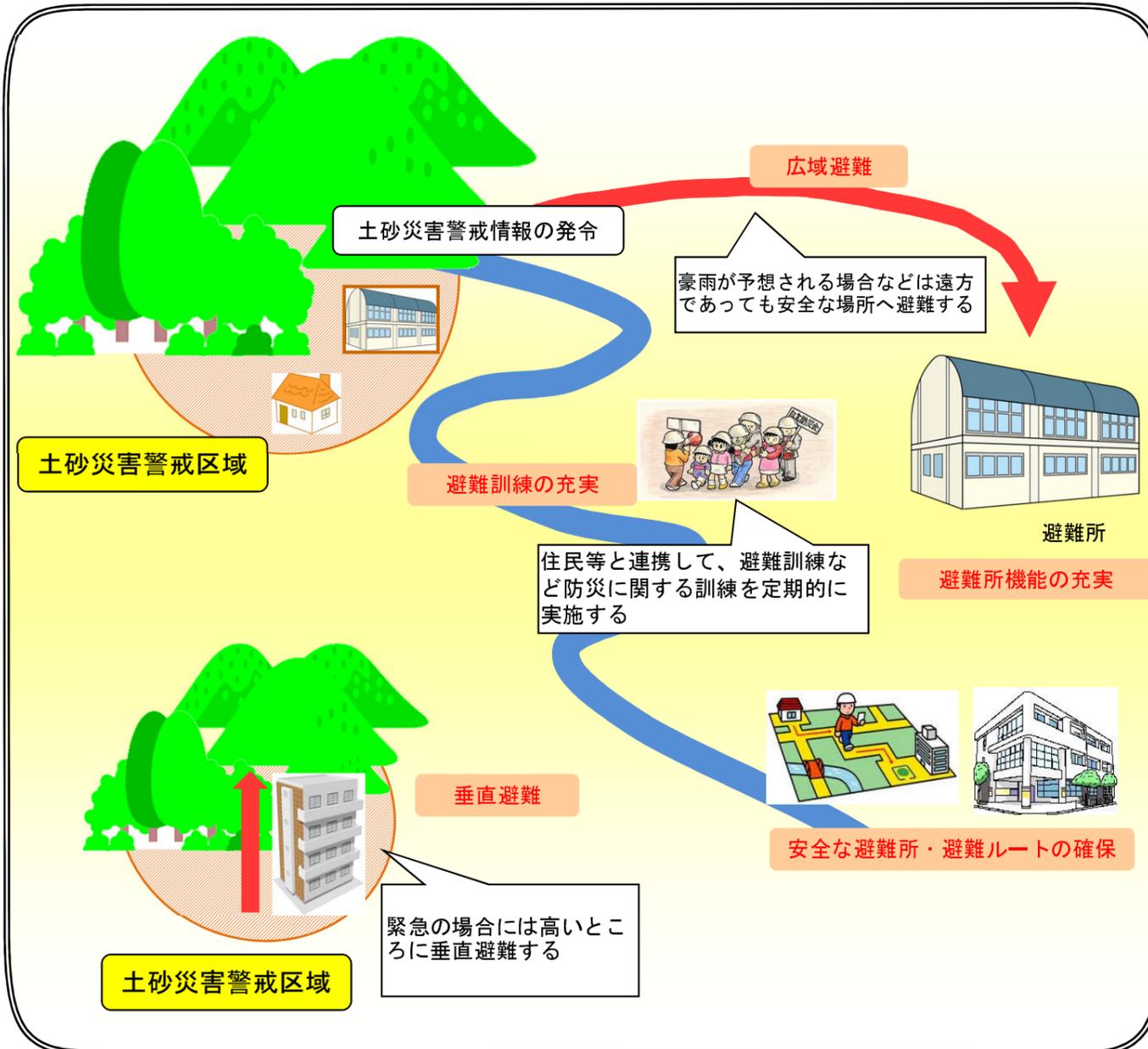
奈良県知事 荒井 正吾

# 目次

1. 住民避難	
(1) 避難所・避難ルートの整備・確保	・・・ 1
(2) 避難勧告等に関する具体的発令基準の作成	・・・ 7
(3) 避難勧告等の住民への伝達・安否確認	・・・ 11
2. 迅速な応急復旧	
(1) 道路等の応急復旧	・・・ 13
(2) 災害廃棄物の処理	・・・ 17
(3) 電気・通信等ライフラインの復旧	・・・ 19
3. 防災関係主体の役割分担と責任の明確化	・・・ 21
4. 災害初動体制の確立	・・・ 23
5. 情報伝達手段の確保	・・・ 25
6. 緊急物資の供給体制の確保	・・・ 27
7. 支援・受援体制の整備	・・・ 29
8. 南海トラフ巨大地震等広域災害への対応	・・・ 33
9. 原子力災害対策	・・・ 35

# 1. 住民避難(避難所・避難ルートの整備・確保)

## 土砂災害



### 参考事例

#### —早めの避難—

・平成23年9月 台風第12号(紀伊半島大水害)  
 五條市大塔町辻堂地区の事例  
 五條市が早い段階で住民に自主避難を呼びかけ住民全員が避難したため、大崩落で家や道路に被害が及んでも人的被害を免れることができた。

#### —垂直避難の有効性—

・平成21年7月 中国・九州北部豪雨  
 山口県防府市の事例  
 特別養護老人ホーム裏側で大規模な土石流が発生した。1階にいた7名の入所者が亡くなられたが、2階や屋上に避難した入所者、職員は助かった。

## 重点項目見直しのポイント

避難所・避難ルートの整備・確保については、市町村の重要な役割であるが、県も市町村とともに**時間帯も考慮して早め広めの避難**に向けてできる限りの取組を行う。

### 災害予防

#### 【避難所・避難ルートの確保】

- 市町村及び県は、国、県、民間の施設や地区外・市町村外の施設も対象に、安全な避難所を確保するとともに、常時住民等に避難所や避難ルートの情報を公表する。
- ハザードマップにより**土砂災害警戒区域を周知**する。その際、ハザードマップのエリア外であっても、「絶対的に安全」ではないことを併せて周知する。
- 土砂災害警戒区域内の避難所はできる限り指定しない。
- 高齢者や障害者など、災害時要援護者用に事業者等の協力を得て、**福祉避難所**の確保を進める。

#### 【避難所の機能強化】

- 市町村及び県は、自家発電機、案内標識等の整備や備蓄物資の確保など、**避難所の機能強化**を進める。

#### 【避難所運営】

- 市町村及び県は、避難所運営の基本的な方針等を定めたマニュアルを作成する。

#### 【避難訓練等】

- 市町村及び県は、住民等(住民、事業者、自主防災組織)と協力連携して、防災マップの作成などを通じて、避難先や安全な避難ルートを確認する。
- 市町村及び県は、住民等と連携して、**避難訓練**など防災に関する訓練を定期的実施する。

#### 【避難行動】

- 県は、国等と連携して、深層崩壊等の大規模土砂災害の避難システムの構築を図る。

### 応急対応

#### 【住民等の避難行動】

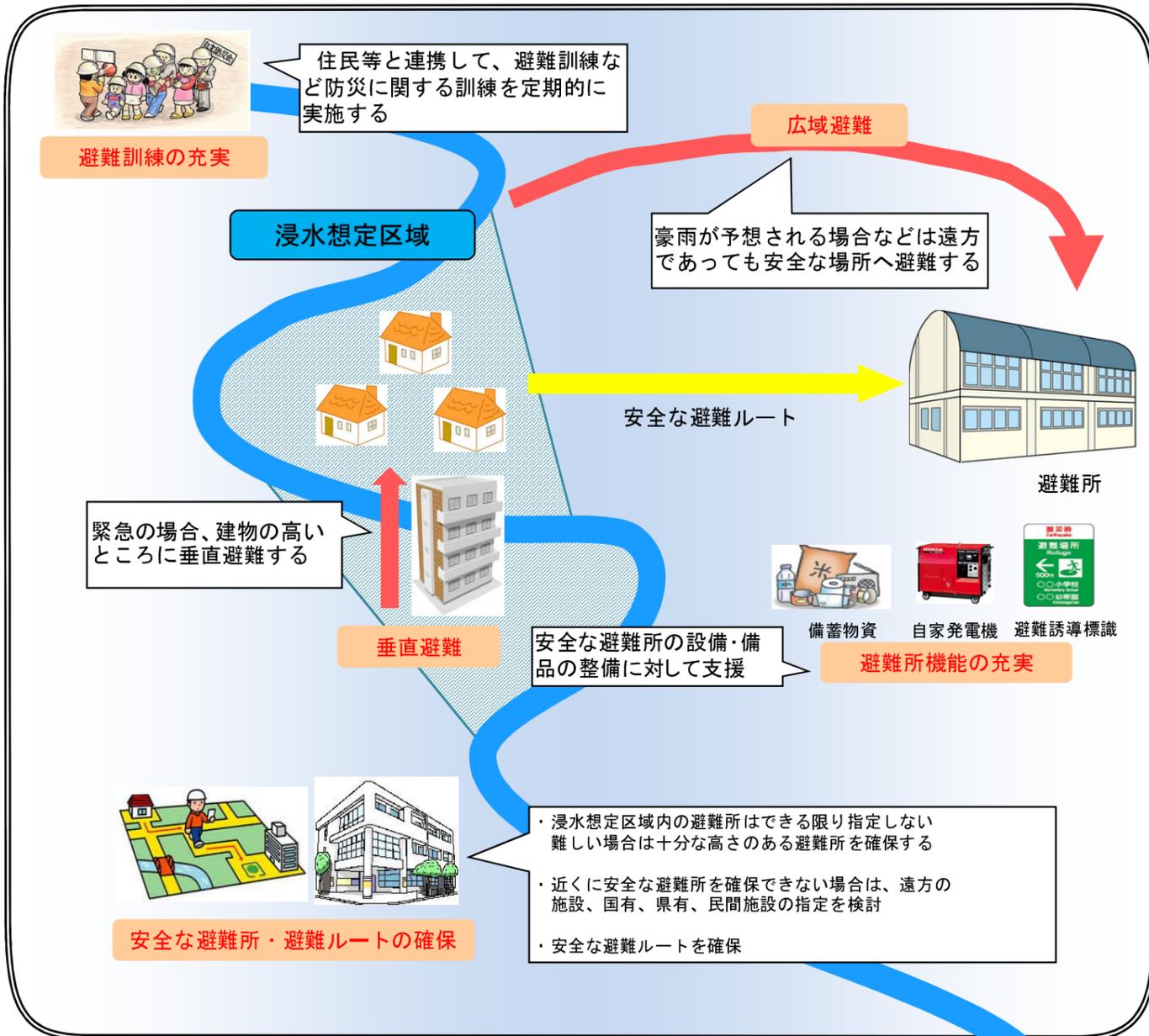
- 住民等は、**安全に行動ができるうちに早めのタイミングで避難**する。
- 豪雨が予想される場合などは、**遠方であっても安全な場所へ避難**する。
- 夜間や豪雨により外出するのが危険な場合は、建物の高いところに避難する(**垂直避難**)。
- 住民等は、避難する際に隣近所に声を掛け合い避難する。特に、**地域内の新しい住民など地元事情に詳しくない者に対しては積極的に声を掛け、共に避難**するようにする。
- 雨が止んでも市町村からの指示があるまでは避難所から帰宅しない。

#### 【避難生活の向上】

- 市町村及び県は、避難所生活の質の向上のため、**女性や子ども、高齢者、障害者等の意見が反映される避難所運営**に努めるとともに、医療救護班やこころのケアチームによる避難者の健康維持に努める。
- 避難所にいない在宅避難者の把握を行い、必要な物資や情報を提供し、避難所を「地域支援の拠点」として機能させる。

# 1. 住民避難(避難所・避難ルートの整備・確保)

## 水害



### 参考事例

#### —遠方避難—

- ・平成23年9月 台風第12号 (紀伊半島大水害) 天川村の事例

住民から河川が増水している旨の通報を受けた天川村は、坪内地区住民75名を遠方避難させた。その後、地区全域が建物2階部分まで浸水したが、避難が完了していたため人的被害は発生しなかった。

#### —安全な避難のあり方—

- ・平成21年8月 台風第9号 兵庫県佐用町の事例

佐用町内の本郷地区(幕山)では、豪雨の中、夜間に避難勧告が発令され、避難所へ避難する途中の住民が相次いで亡くなられた。自宅にとどまって難を逃れた住民も少なくないことから、安全な避難について改めて問われることになった。

## 重点項目見直しのポイント

避難所・避難ルートの整備・確保については、市町村の重要な役割であるが、県も市町村とともに**時間帯も考慮して早め広めの避難**に向けてできる限りの取組を行う。

### 【避難所・避難ルートの確保】

- 市町村及び県は、国、県、民間の施設や地区外・市町村外の施設も対象に、安全な避難所を確保するとともに、常時住民等に避難所や避難ルートの情報を公表する。
- ハザードマップにより**浸水想定区域を周知**する。その際、ハザードマップのエリア外であっても、「絶対的に安全」ではないことを併せて周知する。
- 浸水想定区域内の避難所はできる限り指定しない。難しい場合は、浸水想定深を踏まえて、十分な高さのある避難所を確保する。
- 高齢者や障害者など、災害時要援護者用に事業者等の協力を得て、**福祉避難所**の確保を進める。

### 災害予防

#### 【避難所の機能強化】

- 市町村及び県は、自家発電機、案内標識等の整備や備蓄物資の確保など、**避難所の機能強化**を進める。

#### 【避難所運営】

- 市町村及び県は、避難所運営の基本的な方針等を定めたマニュアルを作成する。

#### 【避難訓練等】

- 市町村及び県は、住民等(住民、事業者、自主防災組織)と協力連携して、防災マップの作成などを通じて、避難先や安全な避難ルートを確認する。
- 市町村等は、住民等と連携して、**避難訓練**など防災に関する訓練を定期的実施する。

#### 【局地的大雨、突風・竜巻対策】

- 今後、地球温暖化の進行により増加するとの見方もある局地的大雨(ゲリラ豪雨)や突風・竜巻について、身の安全の守り方など自助の取組について積極的に広報・周知していく。

### 応急対応

#### 【住民等の避難行動】

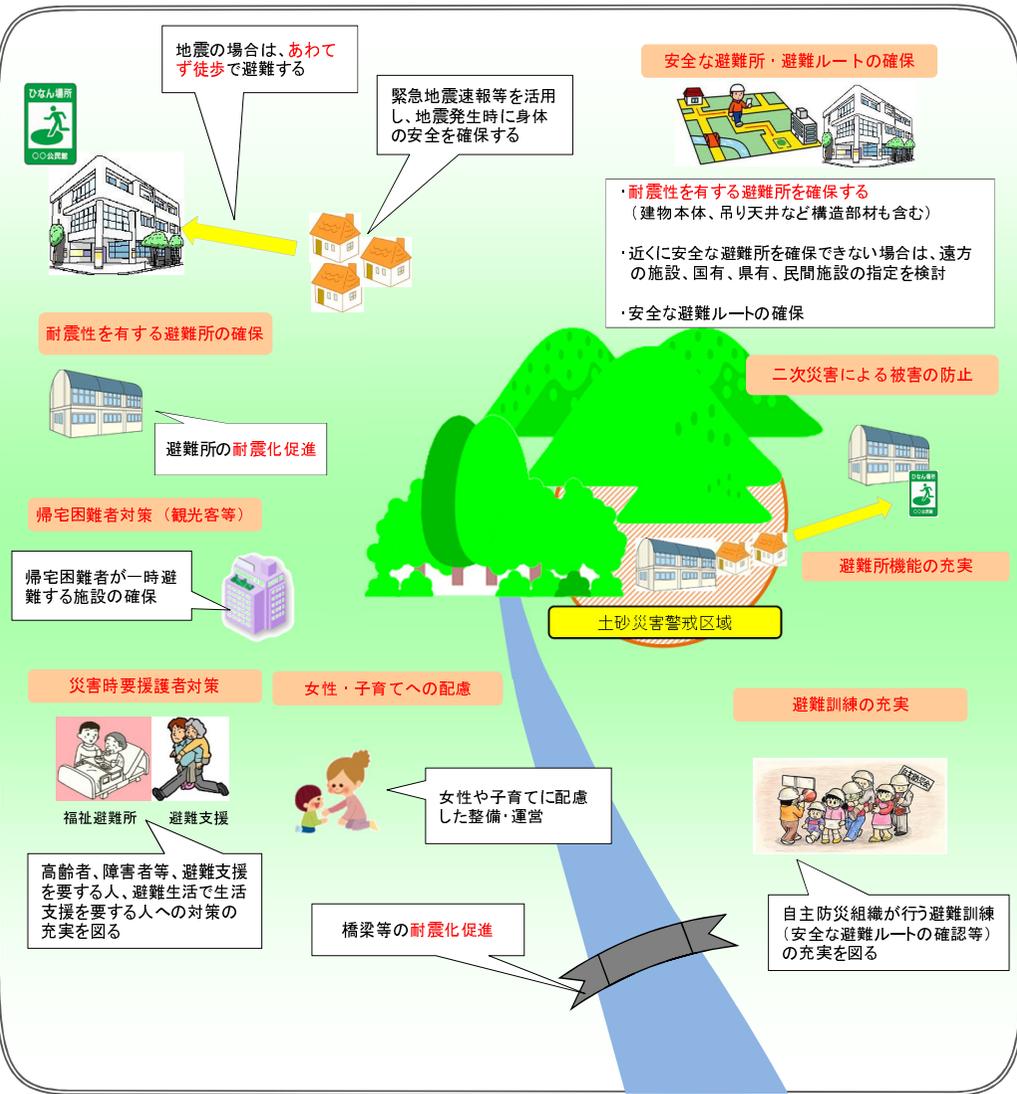
- 住民等は、**安全に行動ができるうちに早めのタイミングで避難**する。
- 豪雨が予想される場合などは、**遠方であっても安全な場所へ避難**する。
- 夜間や豪雨により外出するのが危険な場合は、建物の高いところに避難する(垂直避難)。
- 住民等は、避難する際に隣近所に声を掛け合い避難する。特に、**地域内の新しい住民など地元事情に詳しくない者に対しては積極的に声を掛け、共に避難**するようにする。
- 雨が止んでも市町村からの指示があるまでは避難所から帰宅しない。
- 増水した河川や水田には絶対近づかない。

#### 【避難生活の向上】

- 市町村及び県は、避難所生活の質の向上のため、**女性や子ども、高齢者、障害者等の意見が反映される避難所運営**に努めるとともに、医療救護班やこころのケアチームによる避難者の健康維持に努める。
- 避難所にいない在宅避難者の把握を行い、必要な物資や情報を提供し、避難所を「地域支援の拠点」として機能させる。

# 1. 住民避難(避難所・避難ルートの整備・確保)

## 地震



### 参考事例

**一福祉避難所対策一** 平成19年7月 新潟県中越沖地震  
 ・一般避難者と要援護者を区別なく同じ室内で避難所生活を送っていたが、生活環境やニーズの違いから生活の場を分ける必要に迫られた。

**一避難生活の向上一** 平成23年3月 東日本大震災  
 ・避難所の運営関係者に女性がおらず、女性からの意見が避難所運営に反映されないケースが見られた。

**一避難者の健康維持一** 平成7年1月 阪神・淡路大震災  
 ・高齢者の方の中には避難所生活が長期化し、身体の機能低下などによりインフルエンザや肺炎により入院し死亡に至ったケースが見られた。

## 重点項目見直しのポイント

避難所・避難ルートの整備・確保については、市町村の重要な役割であるが、県も市町村とともにできる限りの取組を行う。

### 災害予防

#### 【建物の耐震化等】

○市町村、県、住民、事業者等は、**住宅、施設等建物の耐震化**や**家具、設備、機器類等の固定**、緊急物資の備蓄など自身で安全を確保する。

#### 【避難所・避難ルートの確保】

○市町村及び県は、国、県、民間の施設や地区外市町村の施設も対象に、安全な避難所を確保するとともに、常時住民等に避難所や避難ルートの情報を公表する。  
 ○**耐震性を有する避難所**を確保する(建物本体のほか、吊り天井など非構造部材も含む)。  
 ○高齢者や障害者など、災害時要援護者用に事業者等の協力を得て、**福祉避難所**の確保を進める。  
 ○橋梁の耐震化や斜面災害防止等により**安全な避難ルート**を確保する。

#### 【避難所の機能強化】

○市町村及び県は、自家発電機、案内標識等の整備や備蓄物資の確保など、**避難所の機能強化**を進める。

#### 【避難所運営】

○市町村及び県は、避難所運営の基本的な方針等を定めたマニュアルを作成する。

#### 【避難訓練等】

○市町村及び県は、住民等(住民、事業者、自主防災組織)と協力連携して、防災マップの作成などを通じて、避難先や安全な避難ルートを確認する。  
 ○市町村及び県は、住民等と連携して、**避難訓練**など防災に関する訓練を定期的実施する。

### 応急対応

#### 【住民等の避難行動】

○住民等は、緊急地震速報などを活用し、テーブルや机の下で身体の安全を確保する。揺れがおさまったら、火元を確認し、あわてず安全な避難ルートを通して**徒歩で避難**する。  
 ○住民等は、避難する際に隣近所に声を掛け合い避難する。特に**地域内の新しい住民など、地元事情に詳しくない者に対しては積極的に声を掛け、共に避難**する。  
 ○市町村は、土砂災害等、二次災害の危険がある場合に必要に応じて避難勧告等を発令する。

#### 【避難生活の向上】

○市町村及び県は、避難所生活の質の向上のため、**女性や子ども、高齢者、障害者等の意見が反映される避難所運営**に努めるとともに、医療救護班やこころのケアチームによる避難者の健康維持に努める。  
 ○避難所にいない在宅被災者の把握を行い、必要な物資や情報を提供し、避難所を「地域支援の拠点」として機能させる。

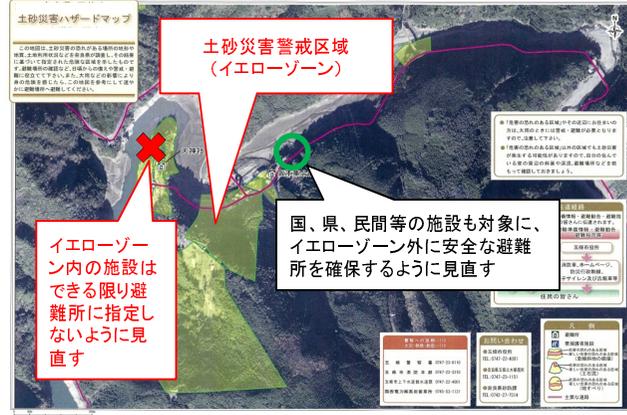
# 1. 住民避難(避難勧告等に関する具体的発令基準の作成)

### 現行の発令基準

現在、市町村で策定されている土砂災害における避難勧告等発令基準について、より**具体的かつ実際のな基準**とする必要があり、**県が関係機関とともにその策定について支援する。**

### ■五條市の例

区分	① 勧告・指示等の基準		② 土砂災害に係る避難勧告・指示等の目安	
	発令時の状況	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40~100mmの場合	前日までの降雨がない場合
避難準備 (要保護者避難) 情報	○災害時要保護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	○土砂災害の前兆現象が認められたとき ○土砂災害が発生したとき		



### 重点項目見直しのポイント

気象や災害の状況に合わせて適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、**具体的で実際のな発令基準**を作成する。

- メッシュ形式の「土砂災害・防災情報システム危険度予測図」等を活用した**具体的基準**とともに、地域ごとの前兆現象等の情報を加えて**実際のなもの**とする。
- 災害時要保護者の避難所への移動時間を考慮し、避難準備情報の提供を行う。
- 天候が回復しても、避難勧告の解除にあたっては**土壌雨量指数が低下したこと**や前兆現象がないことを確認する。
- 国、県、民間の施設や地区外市町村の施設も対象に、**土砂災害警戒区域(イエローゾーン)外の安全な避難所**を確保する。

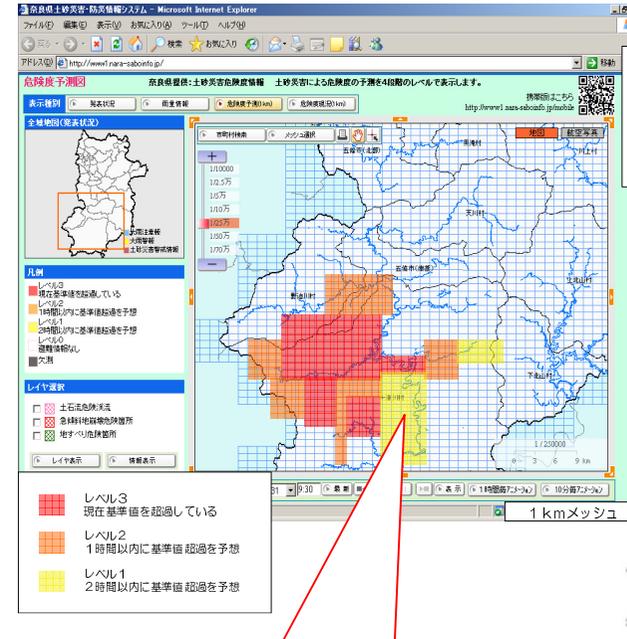
### 具体的でわかりやすい基準に

メッシュ情報を用いて**地区単位**できめ細かく、**分かりやすく**作成

種別	発令基準	気象情報 (市町村単位)	メッシュ情報 (1km単位)
避難準備 (要保護者避難) 情報	① <b>大雨警報(土砂災害)</b> が発表され、さらに大雨が予想される場合 or ② 「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」が <b>黄色</b> を示している場合 or ③ 近隣で湧き水、地下水の濁りや量の変化などの前兆現象が生じた場合		
避難勧告	① <b>土砂災害警戒情報</b> が発表された場合 or ② 「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」が <b>オレンジ色</b> を示している場合 or ③ 近隣で溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等のクラック発生などの前兆現象が生じた場合		
避難指示	① 近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂などの前兆現象が生じた場合 or ② 「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」が <b>赤色</b> を示している場合 or ③ 近隣で土砂災害が発生した場合		

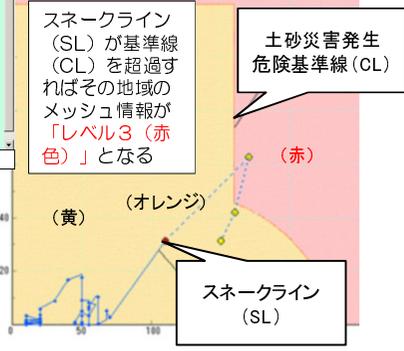
※避難勧告等については、夜間等の時間帯も考慮して、早めに発令する必要がある場合もある。

### ■「土砂災害・防災情報システム危険度予測図」の活用



「危険度予測図」は**県防課・深層崩壊対策室ホームページ**で一般にも公開。市町村だけでなく、住民が避難判断を行う目安としても活用できる。  
<http://www1.nara-saboinfo.jp/>

メッシュ情報により**地区ごとの危険度**を確認できる(市町村、住民はメッシュ情報を見て避難判断の基準、目安とする)



※スネークライン(SL)・・・60分間積算雨量と土壌雨量指数の相関関係

# 1. 住民避難（避難勧告等に関する具体的発令基準の作成）

## 現行の発令基準

現在、市町村で策定されている水害における避難勧告等発令基準について、より**具体的かつ実際の基準**とする必要があり、**県が関係機関とともにその策定について支援する。**

### ■王寺町の例

#### ■現在策定している水害の避難勧告等発令基準

河川名	大和川 王寺水位観測所（久度1丁目昭和橋水位観測所）
対象地区	久度地区・舟度地区・王寺地区・本町地区等
避難準備 (要援護者避難 情報)	水位観測所の水位が氾濫水位（4.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合
避難勧告	水位観測所の水位が計画高水位（7.43m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 (降水量等の状況に応じて避難勧告等を発令する)
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設の異常</li> <li>破堤を確認</li> <li>河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</li> <li>破堤・越水を確認</li> </ul>

#### ■地区の状況



※大和川の水位観測所は多くあるが、水位基準があるのは藤井町より上流に位置する板東水位観測所のみで、はん濫注意情報等の「洪水予報」の発表は板東水位観測所の水位によるもの。

## 重点項目見直しのポイント

気象や災害の状況に合わせて適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、**具体的で実際の発令基準**を作成する。

- 地域ごとの河川水位などを活用した**具体的基準**とする。
- 災害時要援護者の避難所への**移動時間を考慮し、避難準備情報の提供**を行う。
- 基準作成にあたっては、**国や県が市町村を支援する。**

## 具体的でわかりやすい基準に

### 新たな避難勧告等発令基準（イメージ）

河川名	大和川 王寺水位観測所（王寺町久度一丁目昭和橋水位観測所）
対象地区	久度一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目 王寺一丁目、二丁目、三丁目 舟戸一丁目、二丁目 葛下一丁目、二丁目 本町一丁目、二丁目
避難準備 (要援護者避難 情報)	① 王寺水位観測所の水位が○、○○mに達した場合 ② 大和川上流に、はん濫注意情報が発表されたとき ①または②いずれかに該当した場合、今後の気象予測等も勘案し、総合的に判断する
避難勧告	① 王寺水位観測所の水位が○、○○mに達した場合 ② 大和川上流に、はん濫警戒情報が発表されたとき ①または②いずれか、あるいは両方に該当した場合、今後の気象予測等も勘案し、総合的に判断する
避難指示	① 王寺水位観測所の水位が○、○○mに達した場合 ② 大和川上流に、はん濫危険情報または、はん濫発生情報が発表されたとき ③ 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）または大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ④ 破堤、越水を確認 ①または②いずれか、あるいは両方に該当した場合、今後の気象予測等も勘案し、総合的に判断する なお、③または④のいずれか、あるいは両方に該当した場合は、直ちに避難指示を発令する

※避難勧告等については、夜間等の時間帯も考慮して、早めに発令する必要がある場合もある。

※気象情報（洪水警報）の取扱いについては、今後も引き続き検討していく。

■できるだけ機械的に町長が発令をすみやかに判断できるように、水位情報を避難勧告等にリンクさせておく（下図は基本型）

レベル	水位 (目安を国交省で算出)
5	はん濫の発生
4(危険)	はん濫危険水位
3(警戒)	避難判断水位
2(注意)	はん濫注意水位
1	水防団待機水位

水位情報を避難勧告等にリンクさせる

- 避難指示
- 避難勧告
- 避難準備情報

■町、県（防災統括室、県土マネジメント部）、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所、奈良地方気象台で今後さらに検討していく事項

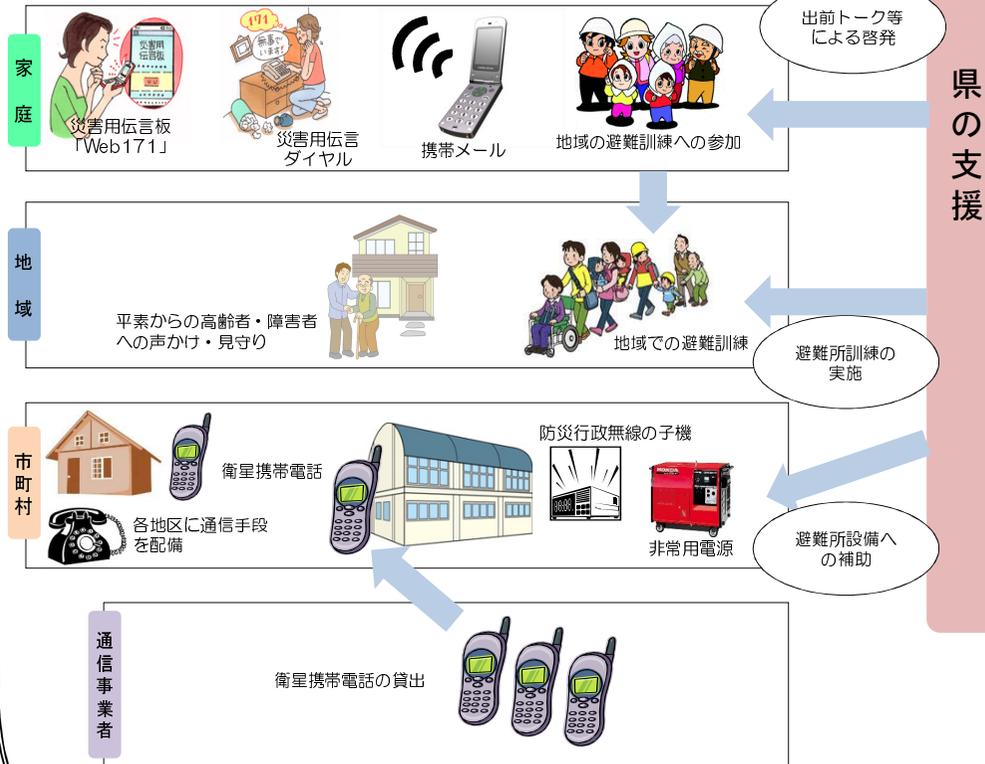
1. 人命に直結する河川はん濫について優先的に基準を策定
2. 大和川水系で現在「はん濫危険水位」等が設定されているのは板東水位観測所（大和郡山市）のみ。今後、板東より下流に支川が複数流れ込んでいるため、国交省の協力を得て、直近の王寺水位観測所でははん濫の危険性を示す**水位を設定**。避難にかかる時間も考慮し、避難勧告等判断基準と連動させる。
3. 下流でも浸水の危険があるため、藤井水位観測所（王寺町）でも水位を設定し、避難勧告等判断基準に活用する。
4. 対象地区を町丁目単位できめ細かく、分かりやすく
5. 人命に危険が及ぶ可能性は比較的低いが、内水はん濫についても検討中（雨量予測、浸水の状況、内水ポンプの状況等を考慮
6. 個別の地形など、地区ごとに状況が異なるため、実際には個々の状況を加味し、基準を定めて適切な運用を行う。

# 1. 住民避難(避難勧告等の住民への伝達・安否確認)

## 避難勧告等の住民への伝達



## 安否確認



## 重点項目見直しのポイント

災害時に迅速な住民避難が実現できるよう、市町村は、住民に避難勧告等の情報を確実に伝達する必要があり、**できるだけ多くの情報伝達手段を確保**する。  
また、的確な救出救助活動を行うためには、住民の安否確認を迅速かつ正確に行う必要があり、**日頃からの声かけ、避難訓練の充実**などが重要である。県はこれらの取組を支援する。

### 【多様な情報伝達手段の確保】

○市町村は、防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機、広報車等による呼びかけ、緊急速報メールなど、**できるだけ多くの情報伝達手段を確保**し、また、公共情報 commons 等の県内普及に向けて県及び市町村と一緒に検討を進める。  
その際、高齢者や障害者等への配慮が必要である。

○災害時の孤立化や停電に備えて、県の助成措置などを活用して各地区、各避難所に、衛星携帯電話や停電時でも使える電話、双方向通話可能な市町村防災行政無線の子機、非常用電源などを配備。

○通信事業者は、貸出用の衛星携帯電話、移動基地局車、ポータブル衛星通信システムなどを準備し、災害時に適切に配備。

### 【安否確認の方法】

○各家庭において、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板「Web171」、メールを活用する。

○避難場所、勤務先や学校等の連絡先を確認。

○各地区において、自治会、消防団、民生委員などによる、**地区住民の具体的な安否確認の方法**を決めておく。

○自治会長、民生委員、ケアマネージャー等による**災害時要援護者ごとの具体的な安否確認方法**を決めておく。

○民生委員等による、平素からの**高齢者・障害者への声かけ・見守り**を推進し、災害時の円滑な安否確認と避難誘導につなげる。

### 【防災知識の理解促進、避難訓練の充実】

○避難勧告等の避難情報の持つ意味など防災知識について、**住民の理解促進**をはかる。

○避難勧告等が発令されたが被害が生じなかった場合でも、その理由、状況等を住民に周知する。

○各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告するといった、**実践的な避難訓練**を充実。

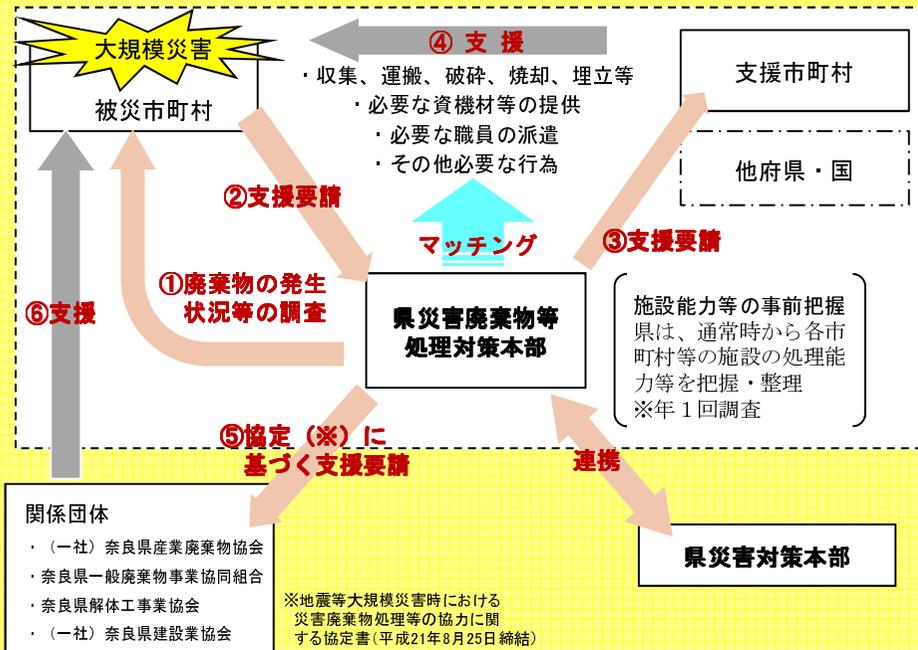
## 2-2. 迅速な応急復旧（災害廃棄物の処理）

### 広域相互支援協定の締結（県・市町村・一部事務組合）

紀伊半島大水害を教訓に、県・市町村長サミット「奈良モデル検討会」において、災害時の廃棄物処理に係る広域的な相互支援について検討され、平成24年8月に、県と県内全市町村及び関係一部事務組合により「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」が締結された。また、県は、平成21年8月に、関係団体（※）と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を締結している。

※一般社団法人 奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、奈良県解体工事業協会、一般社団法人 奈良県建設業協会

### ◆大規模災害時の災害廃棄物等の処理に係る相互支援スキーム



### 【参考】大規模災害時に想定される県内の災害廃棄物発生量

奈良盆地東縁断層帯 （直下地震、最大震度7、M7.5）	南海トラフ巨大地震 （広域地震、最大震度7、M9.1）
最大約1,700万トン	最大約500万トン

出所）第2次奈良県地震被害想定調査報告書（H16）

出所）南海トラフ巨大地震の被害想定（H25内閣府）

## 重点項目見直しのポイント

県・市町村長サミットの検討成果を継承するとともに、県・市町村・関係団体による相互支援協定を踏まえ、災害廃棄物等の迅速かつ計画的な処理を確保するため、県、市町村、関係団体等の連携・役割分担等に係る基本的事項をとりまとめる。

### 【奈良県災害廃棄物処理計画の策定】

○国が東日本大震災の経験を踏まえ策定する「災害廃棄物対策指針」も活用して、県地域防災計画に掲げる事項について広域処理の観点から、さらに実的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定する。

○この計画策定を奈良モデル（県・市町村連携）で推進することにより、市町村等との協働・共有を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

### 【相互支援体制の構築】（災害予防）

○県は市町村等と連携して、相互支援に係る処理能力等（※）を把握するとともに、有害物質（PCB、アスベストなど）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

※支援可能な処理内容・規模、提供可能な資機材、派遣できる職員数など

○処理施設等の計画的整備を促進する。

- ・焼却処理施設、リサイクル施設等の整備。耐震化・不燃堅牢化の推進
- ・非常用自家発電設備、断水時の機器冷却水等の確保
- ・廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保
- ・収集運搬車両や必要な資機材等の確保

### 【広域支援要請】（応急対応）

○県は、被災市町村の支援要請を受け、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

○県に対する支援要請に必要な報告事項（県は必要に応じて調査・連絡のための職員を派遣）

- ・災害廃棄物の場所、性状、処理量
- ・必要な業務、人員、物資、車両、資機材等

## 奈良県災害廃棄物処理計画策定（平成26～27年度）の重点検討事項

○南海トラフ巨大地震等による廃棄物の発生量（想定）から必要な処理・施設・期間等を検討

○応急期から復旧期に優先的に処理する廃棄物を体系的に時系列で検討

○処理能力の向上対策（広域支援・官民連携）

- ・モノを運ぶ力：市町村相互支援、民間活用、他府県支援の数値化
- ・モノを置く力：仮置場の配置計画（分別・保管・中継等の拠点）
- ・モノを処理する力：官民施設の処理能力（リサイクル・焼却・埋立）の数値化

○組織体制・指揮命令系統の構築（広域・官民）、教育訓練計画

## 2-3. 迅速な応急復旧（電気・通信等ライフラインの復旧）

### 早期復旧

（全般）

・ライフラインの早期復旧に努める。特に、他の復旧活動を推進するため、**道路の早期啓開**とともに**電気**の**早期復旧**を目指す。

（事業者・市町村・県）

・復旧活動に必要な情報（被災情報や道路通行規制の情報）を共有できる連絡体制の構築  
 ・さらに早期の復旧活動着手を図るため、平時から、資材・体制を準備する（緊急通行車両の事前届出、燃料備蓄の充実等）

### 非常用電源等の確保

（事業者）

・**代替手段**（高圧発電機車、ポータブル衛星通信システム、移動基地局車、貸出用衛星携帯電話等）の確保及び災害時における適切な配備

事業者における**代替手段確保**



高圧発電機車



ポータブル衛星通信システム



移動基地局車（携帯電話）

（県・市町村）

・避難所における自家発電機等の整備  
 ・孤立の可能性のある集落等への衛星携帯電話の配備・提供  
 ・災害対応を行う県出先機関・市町村の庁舎における自家発電機の整備・充実  
 ・非常用電源としての電気自動車、LPガス発電等の活用

避難所等における**代替手段確保**

避難所を含め住民生活に必要な最低限の電力、通信手段等の代替手段確保が重要



自家発電機（ポータブル）



衛星携帯電話



電気自動車からの給電

### 施設・設備の強化

（事業者）

・通信線、送配電線の複数ルート化や設備の強化  
 ・携帯電話基地局の非常用電源の増強

（県・市町村）

・南部地域における衛星インターネットの配備  
 ・住宅・公共建築物の耐震化促進  
 ・双方向通信可能な市町村防災行政無線の整備等により、災害時における避難所と市町村庁舎との連絡体制を充実・整備

（全般）

・災害時の備えとしてもエネルギー源を**多様化**  
 …石油、ガスに加えて再生可能エネルギー（太陽光、風力、木質・廃棄物バイオマス、小水力等）の活用

### 重点項目見直しのポイント

市町村や事業者等と連携して、災害時におけるライフラインの迅速な復旧を行うとともに、特に**電気や通信**については、復旧までの間における代替手段を確保する。

【早期復旧】

○各事業者は、ライフラインの早期復旧に努める。特に、他の復旧活動を促進するため、**道路の早期啓開と電気**の**早期復旧**を目指す。

○復旧活動に必要な被災情報や道路の通行規制情報を、国・県・市町村・事業者間で円滑に共有できる連絡体制を構築する。

【非常用電源】

○市町村は、避難所等における非常用電源（自家発電機等）や衛星携帯電話など、住民生活に必要な最低限の電力や通信手段を確保する。

○事業者は、高圧発電機車、ポータブル衛星通信システム、移動基地局車、貸出用の衛星携帯電話等の**代替手段**をあらかじめ準備し、災害時は復旧状況に応じて適切に配備する。

【施設・設備の強化】

○通信線、送配電線の複数ルート化、衛星インターネット等、**災害に強いライフライン**の整備を進める。

○石油、ガスに加えて再生可能エネルギー（太陽光、木質・廃棄物バイオマス、小水力等）を活用し、災害時の備えとしての**エネルギー源の多様化**を図る。

### 過去の災害におけるライフライン被害の復旧に要した日数

		最大震度	電気	電話	携帯電話	都市ガス	水道	下水道
地震	阪神・淡路大震災（平成7年）	震度7	7日	15日	-	85日	91日	135日
	中越地震（平成16年）	震度7	4日	4日	3日	30日	8日	14日
	能登半島地震（平成19年）	震度6強	1日	0日	0日	0日	13日	9日
	中越沖地震（平成19年）	震度6強	2日	0日	2日	43日	19日	29日
	（参考）首都直下地震による東京都の被害想定	震度7	6日	14日	-	53日	30日	30日
土砂災害	東海豪雨	水害	4日	2日	-	5日	7日	-
	紀伊半島大水害（※）	土砂災害	5日	9日	-	-	-	-

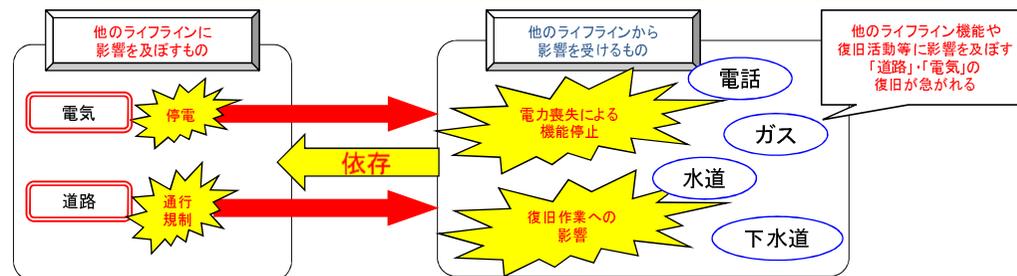
災害時におけるライフライン復旧の傾向

（地震の場合）  
 ・電気が最も早く復旧（数日～1週間程度）  
 ・電話も比較的早期に復旧  
 ・ガス、水道、下水道の復旧は、被害状況にもよるが、相当の日数を要する

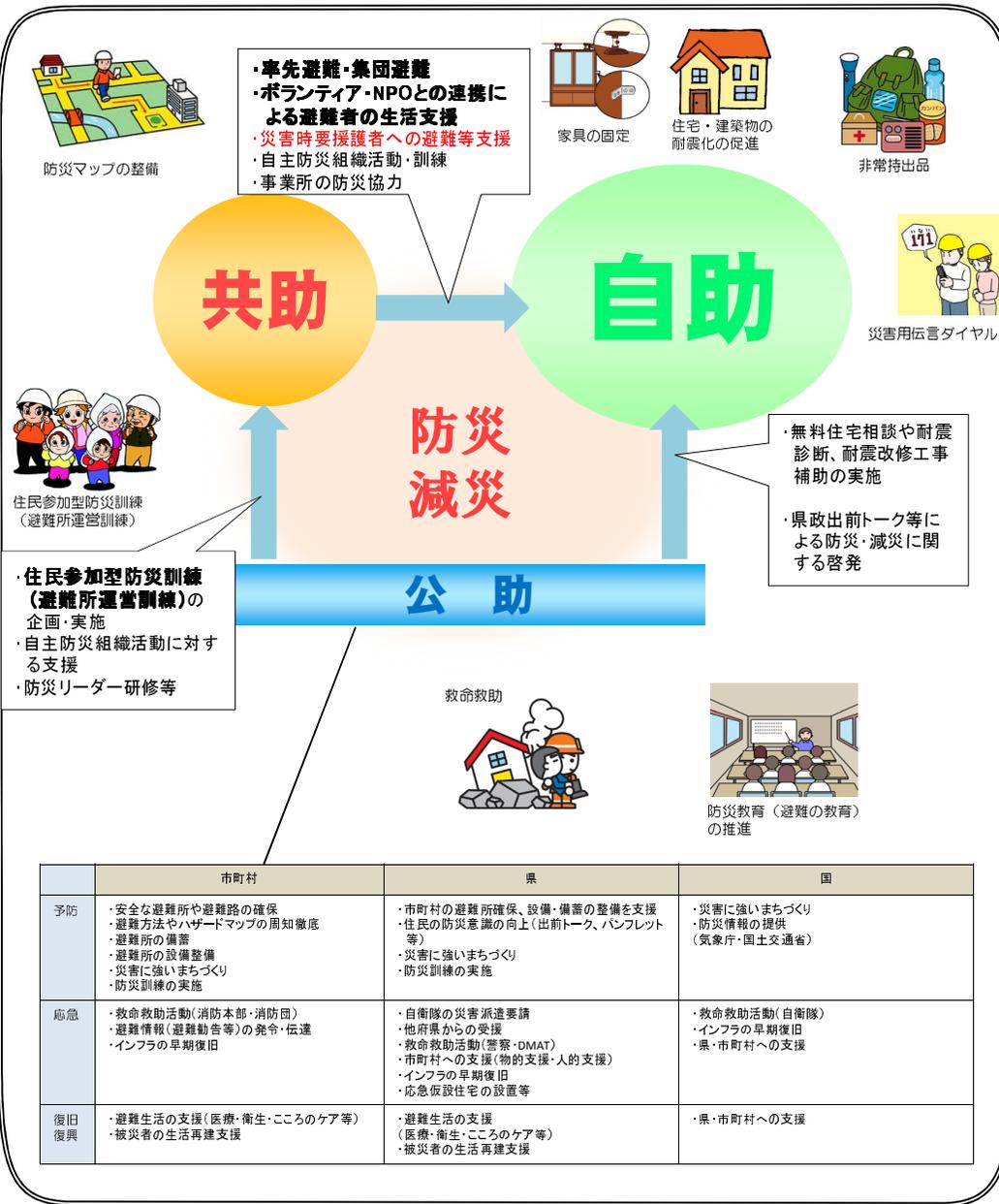
（水害・土砂災害の場合）  
 ・地震の場合と比べて、都市ガス、水道等の地下埋設物の被害は比較的軽微

（※）紀伊半島大水害における電気及び電話の復旧状況  
 ○電気…災害発生から5日までに90%以上が復旧（警戒区域等を除きほぼ復旧した）  
 ○電話… “ ” 7日までに90%以上、9日までにすべて復旧

### ライフラインの相互依存関係



### 3. 防災関係主体(住民・地域・県・市町村等)の役割分担と責任の明確化



**参考事例**

◆阪神・淡路大震災において、自助・共助により救助・救護された方の割合は約**98%**(※)にのぼることから、家族や地域のつながりが、災害に強いまちづくりのために不可欠であることがわかる。

(※)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

### 重点項目見直しのポイント

「自助」と「共助」が防災・減災の基本である。  
 国・県・市町村(「公助」)は、**防災教育**の推進、住民参加型の防災訓練の実施等により、個人や家族(自助)、地域や事業所等(共助)による災害への備えを促していく。

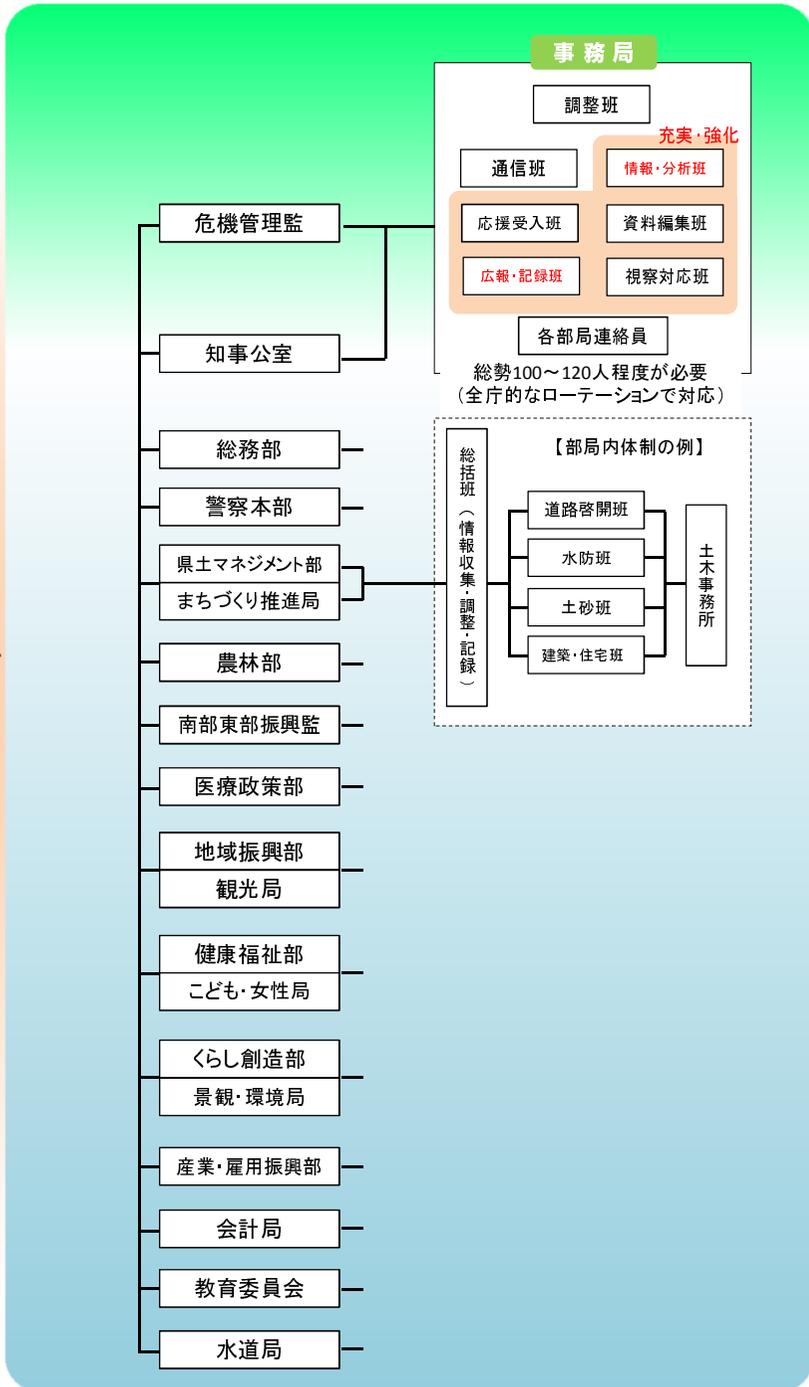
- 災害予防**
- 【個人・家族の取組】(自助)
    - 「自らの身の安全は自らが守る」防災の基本のもと、平常時から災害に対する備えを心がける。
    - 地震に備えて、住宅の耐震化、家具の固定を行う。
    - 避難場所、安全な避難ルート、家族との連絡方法を確認しておく。
    - 非常持出品、備蓄品を用意しておく(1週間分)。
    - 防災訓練や研修に参加し、災害に関する知識、過去の災害から得られた教訓の伝承等、**防災活動に自発的に取り組む。**
  - 【地域や事業所等の取組】(共助)
    - 自主防災組織による避難訓練を充実する。
    - 事業所は従業員に対して**研修や訓練等を行うこと**や、**事業継続計画の策定**に努める。
- 応急対応**
- 【市町村・県等の自助・共助を支援する取組】(公助)
    - 学校へのアドバイザー派遣、防災に関する教材の作成など学校における**防災教育(避難の教育)を推進**する。
    - 住民参加型の防災訓練の実施、住宅耐震改修工事の補助、県政出前トーク等による防災知識の啓発などにより、個人や家族(自助)、地域や事業所等(共助)による災害への備えを促す。
    - 自主防災組織による防災マップの整備や避難訓練、避難所訓練等を支援。
  - 【地域や事業所等の取組】(自助・共助)
    - 災害発生時には、**自らの身の安全を守るよう行動**する。
    - 災害発生の前兆現象や、**異常現象を発見した時に、市町村等へ通報**する。
    - 車両の通行規制遵守、救急車の利用抑制に協力する。
    - 近所の方の救助、初期消火、避難誘導などを行う。
    - 災害時要援護者の避難を支援する。
    - ボランティア・NPOと連携して避難者への生活支援を行う。
    - 事業者は従業員の安全を確保するとともに、帰宅困難者の発生防止に努め、**地域の被害や混乱を最小限にとどめるよう活動**する。

## 4. 災害初動体制の確立

奈良県災害対策本部の組織図（イメージ）

【フラット型(部局・現場分権型)】

本部長  
副本部長



### 重点項目見直しのポイント

紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。

#### 【組織】

- 必要最低限の業務を除いて通常業務を中断し、情報収集や当面の応急対策などの災害業務に専念することとする。
- 職員配備に当たっては、災害が長期化した場合に備え、交替の要員及び時期をあらかじめ定めておく。
- 事務局業務として、「情報・分析班」では、情報収集の体制を強化するとともに、土木工学や気象等の専門的な知識のある職員等を構成員に加え、気象の動向や被害の拡大、応急復旧のあり方等について分析を行う。また、各種資料の編集を行う「資料編集班」、国等の視察に対応するための「視察対応班」を新たに設置する。
- 災害対応の記録を確実に残すため、各部に記録員を配置する。

- 平常時においても、危機管理に関する情報を共有し、危機意識を高めるため、危機管理事務局を1つの場所にまとめることを検討していく。

#### 【被害情報の収集手段】

- 従来の市町村・消防等からの情報に加え、県から市町村にリエゾン（災害時緊急連絡員）を派遣し、情報収集や連絡調整を行ったり、民間事業所に「防災情報サポート事業所」として予兆・異常現象に関する情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

#### 【参集場所・人員】

- 全体の業務量から適正な参集場所・人数を配置する。

#### 【職員の能力向上、意識づけの徹底】

- 職員が災害時に行うべき業務などをマニュアルにまとめ全職員に配付、職員研修を実施し、マニュアルを常時携行させる。

#### 【訓練】

- 定期的に各部局で情報伝達訓練、非常参集訓練を実施し、勤務時間外の災害対応に備えておく。
- 県庁全体で定期的に図上訓練を実施し、各部・各班の業務の確認、連携体制の点検を行う。

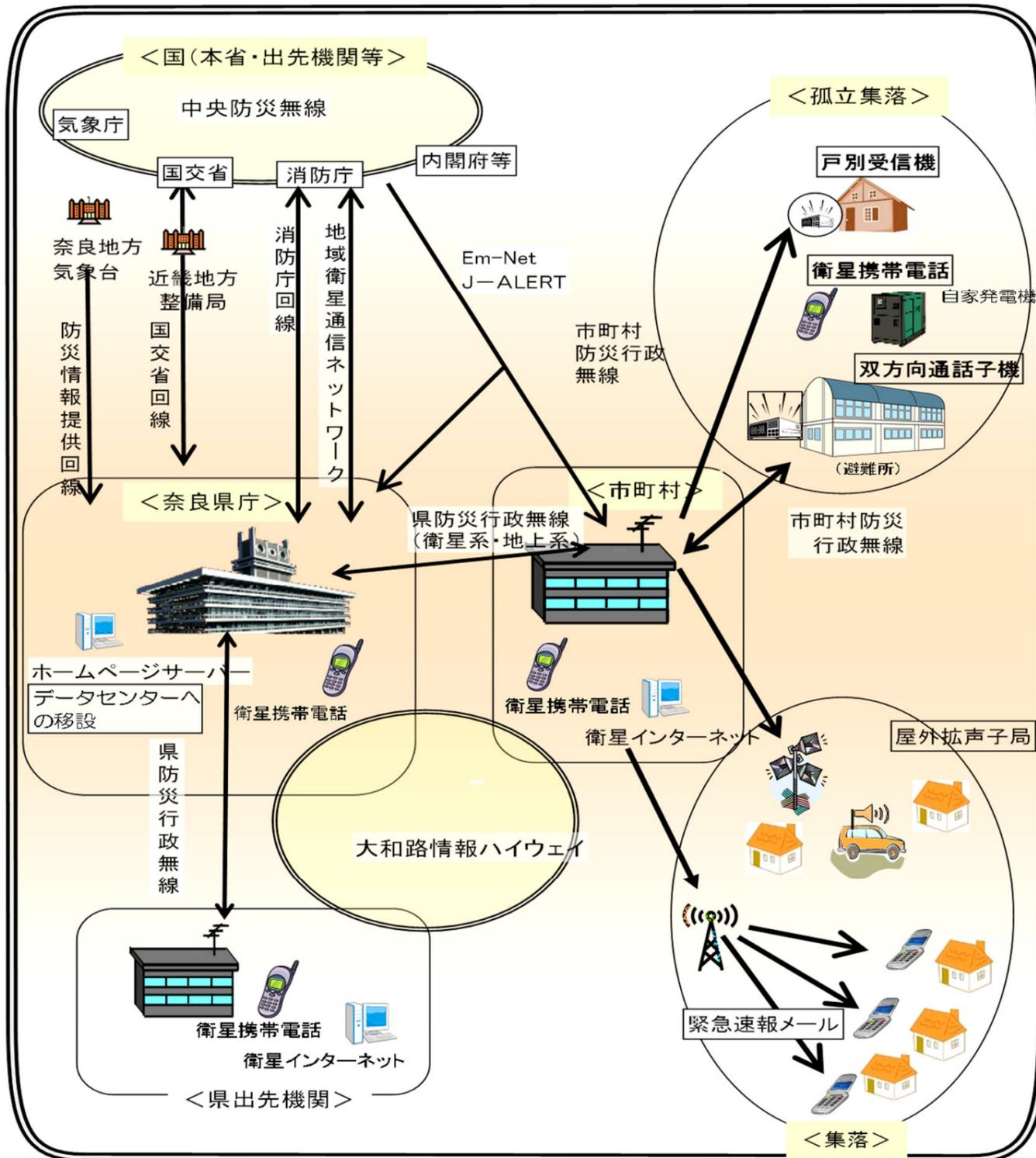
#### 【災害対策本部・災害警戒本部】

- 震度5強以上の地震、人的被害（死者・行方不明者）や甚大な家屋被害（複数の全半壊等）が発生した場合に災害対策本部を設置し、全庁的な災害対応に当たる。  
数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、原則として災害対策本部を設置する。
- 震度5弱の地震または台風接近による気象警報が発表された場合等には、これまでの「2号警戒配備」に代えて、危機管理監等で構成する「災害警戒本部」を新たに設置する。

#### 【水防体制との連携と予備水防班員制度の構築】

- 紀伊半島大水害の経験を踏まえて、水防体制との連携強化と、今後発生する水害に備えて水防班以外の職員も有事の際には水防班とともに任務につき、即時体制を構築する予備水防班員制度の構築を図る。

## 5. 情報伝達手段の確保(情報通信機器)



### 参考事例

#### 通信の確保

- ・紀伊半島大水害の際では、南部の市村で停電や通信回線の断線により固定電話や携帯電話が不通となったが、県防災行政通信ネットワークにより県災害対策本部と県出先機関や被災市町村とは通信が確保できた。

## 重点項目見直しのポイント

災害時に、被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるように、防災行政無線をはじめ多様な情報伝達手段を整備・確保する。

### 【情報伝達手段の迅速・確実な確保】

(県)

- 県は気象や震度情報等の防災情報を市町村、消防機関及び防災機関へ伝達すると共に、災害情報を報告してもらう迅速・確実な手段として県防災行政無線を運用する。

〔県防災行政無線は平成15年度に整備してから10年が経過し、今後設備の老朽化による障害が予想されるので、状況等を見ながら可及的速やかにデジタル化に対応した新しい設備の再整備を図る〕

- 災害発生後の県ホームページサーバーのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバーを利用する。

- 県は市町村が情報発信手段としてインターネットに接続できるように、衛星インターネット設備を整備する。

- 県は、災害発生時に県や市町村の衛星携帯電話が不足する場合には、国や通信事業者から貸与を受けて、適切に配備する。

- 公共情報 commons 等の県内普及に向けて、県及び市町村は一緒に検討を進める。

(市町村)

- 市町村は県防災行政無線による県からの情報や、J-ALERTやEm-Netにより国が発信する情報等による住民への情報伝達手段として、市町村防災行政無線の他できるだけ多くの伝達手段を確保しておく。

市町村防災行政無線

- ・屋外スピーカー（屋外拡声子局）： 屋外に設置されてスピーカーで住民への一斉放送

- ・戸別受信機： 各世帯に設置して放送

緊急速報メール

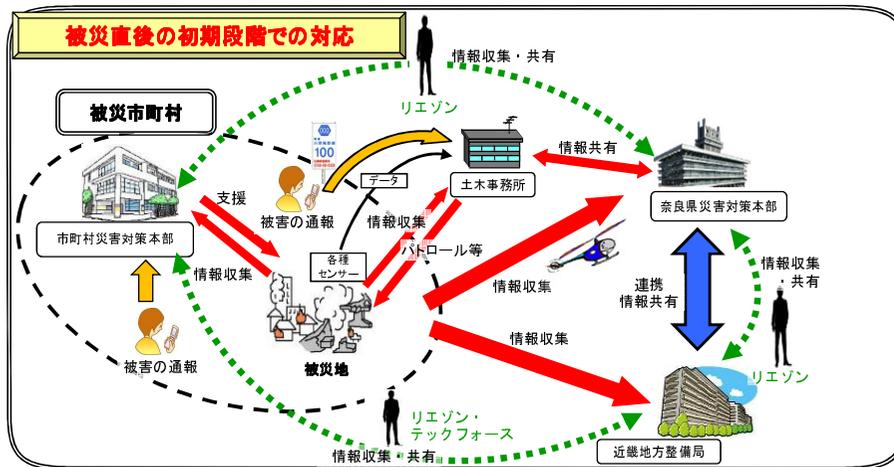
- ： 市町村が発信する避難勧告等の情報をエリア内にある携帯電話に伝達

### 【孤立集落対策】

- 災害時の孤立化や停電に備えて、市町村は孤立する可能性がある集落及びその世帯数や人員等をできる限り正確に把握し、孤立する可能性のある集落の代表者宅や集会所等に非常用電源、衛星携帯電話、双方向通話可能な防災行政無線の子機などを整備しておく。

災害  
予  
防  
・  
応  
急  
対  
応

## 2-1. 迅速な応急復旧（道路等の応急復旧） （1）初期対応・情報提供・早期の道路啓開



**県民や市町村等の関係機関への情報提供**

【道路情報板による周知】

【ホームページによる周知】

**早期の道路啓開の実施**

通行止め区間  
L=500m

国道169号まわり道 (対岸応急迂回路位置図)

迂回路

川上村役場

迂回路誘導状況

### 重点項目見直しのポイント

県、国、市町村等の連携、協働により道路、河川の被災、土砂災害等に対して**迅速な応急復旧**に努める。

#### ○被災直後の初期段階での対応

〔国・市町村や関係機関との連携〕

- ・県は、地元からの被害情報が集中する市町村から情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等と情報の共有化を図る。
- ・近畿地方整備局（リエゾン、テックフォース）により、迅速な技術支援等の活動を行う。
- ・近畿地方整備局により、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）を実施する。
- ・警察、消防、占用施設管理者、交通事業者等と情報交換を行い、協力・支援体制を確立する。
- ・災害協定に基づく各種団体により、被害状況調査及び主要な構造物等の緊急点検を実施する。

〔県による情報収集と応急対策の検討〕

- ・道路や河川等の公共土木施設や土砂災害の状況について、パトロールによる緊急点検を実施し被災状況を把握する。
- ・一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）等を活用し整理、管理する。
- ・ヘリコプターなどを活用し、被害状況把握の迅速化を図る。
- ・被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- ・土砂災害防止法に基づく緊急調査（地すべり）を実施する。
- ・管轄の土木事務所において情報を一元化管理し、道路啓開や応急対策の実施計画を検討する。
- ・被害状況調査等の結果を踏まえ、災害協定を締結している各種団体の協力を得て、応急対策の検討を進めると共に、応急対策に必要な労力及び資機材を確保する。

#### ○県による県民や市町村等への情報提供

- ・標識看板及び道路情報板等により速やかに情報提供し、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- ・報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。
- ・市町村との連携を図り、村内放送等により地域住民への周知を行う。
- ・土砂災害防止法に基づく緊急調査（地すべり）の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

#### ○早期の道路啓開

- ・災害協定に基づく各種団体等により、道路上の障害物除去や、簡易な応急作業による早期の道路啓開に努め、緊急輸送道路を確保する。
- ・通行不能箇所に対する迂回路を迅速に選定し、交通路を確保して通行者を適切に誘導する。

## 2-1. 迅速な応急復旧（道路等の応急復旧） （2）公共土木施設等の応急対策

### 応急対策

#### 道路



・災害の拡大、二次災害の防止  
・仮道や仮橋による交通路の確保  
・道路利用者の安全確保

#### 河川・ダム



・河川構造物の迅速な応急復旧による二次災害の防止  
・河道閉塞物を除去し、溢水被害を防止。  
・ダムにおける貯水位制限等の実施

#### 土砂災害



・不安定斜面等への応急対策  
・河道閉塞（土砂ダム）の応急対策の実施

#### 下水道



・下水処理の機能確保  
・管渠の応急対策

#### 住宅



・応急仮設住宅の供給  
・応急仮設住宅設置は、コミュニティ確保や避難者ニーズ等への配慮  
・大規模災害時の連携等の検討

## 重点項目見直しのポイント

### ○公共土木施設等の応急対策

#### 〔道路〕

- ・災害の拡大防止や二次災害の防止、交通確保のため、**迅速に応急対策を実施**する。
- ・被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は**本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。**
- ・孤立集落や被災状況を踏まえ、通行車両や通行時間の制限等の措置を行い道路利用者の安全を確保する。

#### 〔河川・ダム〕

- ・被害拡大や二次災害を防止するために、築堤部や道路と効用を兼ねる堤防など重要構造物の応急対策を迅速に行う。
- ・土砂及び流木等の河道閉塞物を除去し、河川の溢水を防止する。
- ・ダムに作用する外力を低減するため、貯水位制限等の対策を実施する。

#### 〔土砂災害（砂防、地すべり、急傾斜）〕

- ・不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により、不安定斜面等への応急対策を実施する。
- ・仮排水路等による河道閉塞（土砂ダム）への対策を実施する。

#### 〔下水道〕

- ・被災状況に応じてポンプ場や処理場における電源施設や処理機能等の回復を行い、下水処理の機能確保に努める。
- ・管渠の応急対策により汚水の流入確保に努める。

#### 〔住宅〕

- ・住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、**災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給**する。（市町村の要請を受けて実施）
- ・応急仮設住宅設置に際しては、**コミュニティの確保や避難者のニーズに留意**し、高齢者、障害者等に配慮する。
- ・大規模災害時等は、大量の応急仮設住宅が必要となるほか行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、関係する各種団体や地方公共団体等との連携方策について検討を行う。

## 8. 南海トラフ巨大地震等広域災害への対応

内閣府の検討会が、最新の科学的知見に基づき想定される最大クラスの地震及び本県における被害を推計

表1 南海トラフ巨大地震  
(科学的に想定される最大クラスの地震)

### 地震規模: M9.1

県内の震度分布(市町村ごとの最大震度)  
・震度6強: 27市町村  
・震度6弱: 12市町村

※ 県内全市町村で震度6弱以上の揺れを想定

表2 東南海・南海地震同時発生  
(第2次奈良県地震被害想定調査)

### 地震規模: M8.6

県内の震度分布(市町村ごとの最大震度)  
・震度6強: 0市町村 ・震度6弱: 7市町村  
・震度5強: 31市町村 ・震度5弱: 1市町村

※ 震度6強が想定される市町村はゼロ、大半の市町村は震度5強以下の揺れを想定

想定地震規模の見直し

表3

### 南海トラフ巨大地震

最大死者数	約100人～約1,700人
全壊住家	最大 約47,000棟
避難者数	最大時 約29万人
帰宅困難者数	約13万人(県内在住者のみ)

表4

(参考) 奈良盆地東縁断層帯(直下型地震)

最大死者数	約5,200人
全壊住家	約119,600棟
避難者数	約43万人
帰宅困難者数	(人数算定せず)

### 南海トラフ巨大地震の被害想定(内閣府)について

- 強い揺れと巨大な津波により、広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン等被害の発生が想定される。
- 県内の全市町村で最大震度6弱以上になると想定され(表1)、これまでの東南海・南海地震同時発生の揺れ(表2)を大きく上回る地震動が想定されている。
- 全国で最大約32万人の死者が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では、最大約1,700人の死者のうち、約90%以上が建物倒壊によるものと想定され、残りは、土砂災害や火災によるものとされている。
- 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震(奈良盆地東縁断層帯)の被害想定(表4)は、南海トラフ巨大地震の被害想定(表3)を上回っている。

## 重点項目見直しのポイント

- 地域防災計画に「南海トラフ巨大地震等の広域災害への対応」を追加
- 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは、自立した災害対応を行うことが必要。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う
- 県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める

## 広域かつ甚大な被害への備え

【建物の耐震化等】

○市町村、県、住民、事業者等は、**住宅や災害対応の拠点となる施設の耐震化**を進めるとともに、家具、設備、機器類等の固定、緊急物資の備蓄など自身で安全を確保する。

【ライフライン等の確保】

○ライフライン事業者等は、災害への備えとしてライフラインの多重化等を促進するとともに、迅速な応急復旧及び復旧までの間の代替手段の確保に努める。また、市町村、県及び事業者は、避難所や災害応急対策活動の拠点となる施設における非常用電源及び通信手段の確保に努める。

【広域災害への対応】

○近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。

○津波等被害のより甚大な近隣府県への支援を行うためにも、**被災地支援の拠点となる陸上自衛隊ヘリポート等及び駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動**をすすめるとともに、**備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の広域防災拠点**の整備を図る。

【緊急物資の確保等】

○大規模災害により物資の供給がストップすることも想定されるため、行政だけでなく、住民・地域・事業所等にできる限りの備蓄の充実を働きかけるなど、1週間分以上の食料・水等の確保に努める。

○市町村及び県は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について団体等と協定締結等を進める。

【広域避難者の受け入れ等】

○市町村及び県は、本県における被害が比較的軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。そのため、市町村と連携して支援体制の構築を図る。

【帰宅困難者対策等】

○県外就業率・就学率が高いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者(県民)に対して、「**まずは津波の心配のないところに避難する**」こと及び「**むやみに帰宅行動を開始しない**」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。

○年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、**観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導などの対策を検討する。**

# 9. 原子力災害対策

高浜発電所



大飯発電所



敦賀発電所



美浜発電所





■県外からの避難者受け入れ

- ・原発立地県からの原子力災害発生時の避難者受け入れについて市町村の協力を得て行う

■連絡体制等の整備

防災行政無線



緊急速報メール



広報車



- ・国、県、市町村、原子力事業者等の緊急時連絡体制の整備
- ・正確な情報を住民に対して迅速に伝達できる広報体制の整備
- ・県民からの相談・問合せに対応できる相談体制の整備

■環境放射線モニタリング体制の整備



- ・平常時における環境放射線モニタリングの実施（比較データの収集・蓄積）
- ・緊急時における環境放射線モニタリングの体制強化
- ・結果の公表

**(参考)「原子力災害対策指針」(原子力規制庁)等について**

・原子力規制庁の「原子力災害対策指針」では、現在、原発から30km圏内の対策のみ規定。今後、30km圏外の対策の検討が行われることとなっている。今後、国の指針が改正され、本県に甲状腺被ばく等の影響が想定される地域の設定の可能性が生じた場合は、防災計画をさらに見直し、必要な事項を盛り込んでいく。

## 重点項目のポイント

原子力発電所の事故等によって放射性物質等が大量に放出された場合に備え、本県に被害が及ぶ可能性について国等の動向を注視しながら、**原発立地県等の避難者受入**など、本県として可能な限り支援を行う体制を整備する。

**【情報の収集・連絡体制の整備】**

- 国、県、市町村、原子力事業者等との間において、原子力発電所事故等の際に備えた正確な情報の収集、連絡体制を整備する。
- 県は、原発事故等発生時には、国、原子力事業者等から正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により市町村等へ速やかに伝達する。
- 市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に確実に情報を伝達する。

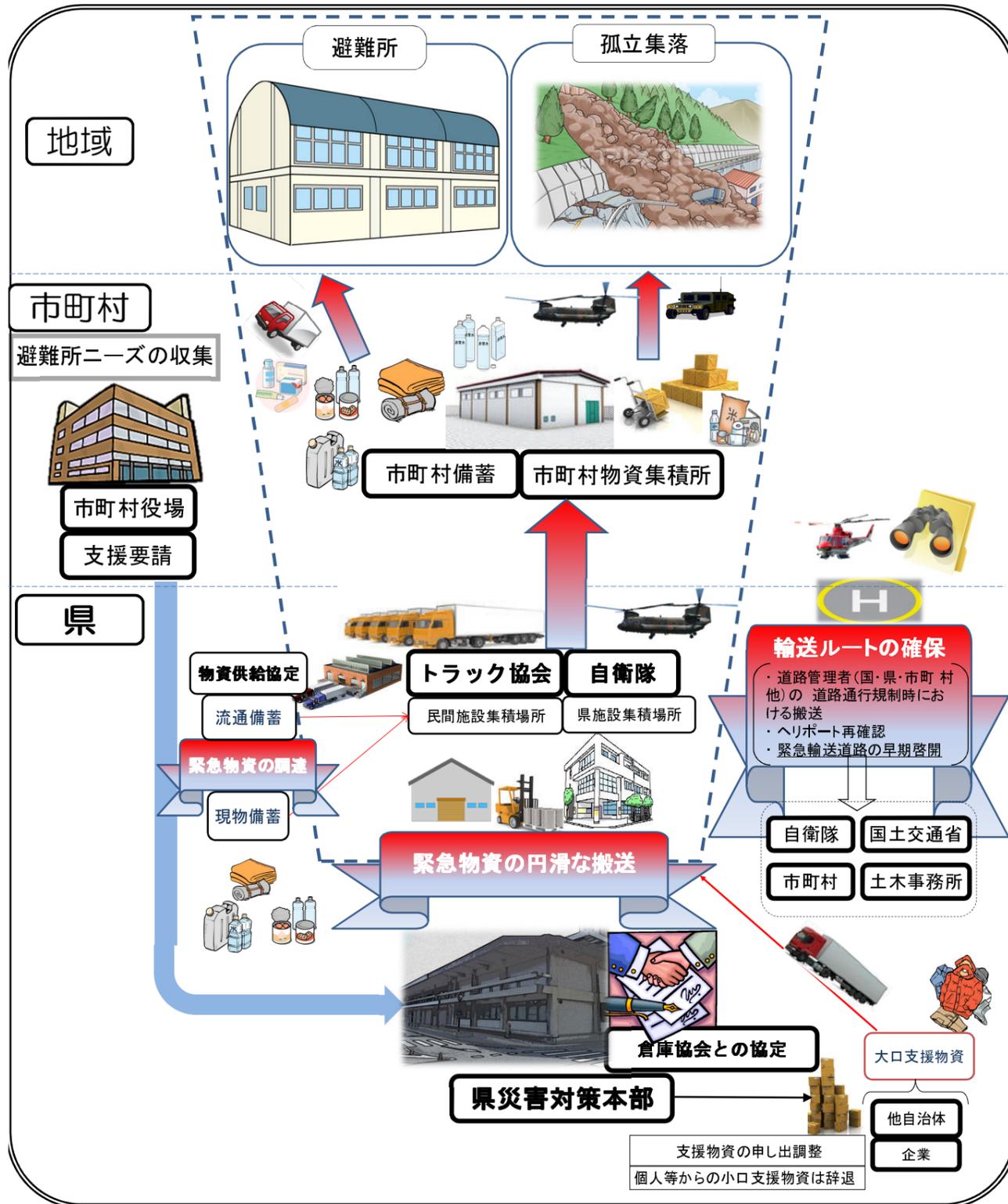
**【環境放射線モニタリング体制の整備】**

- 原発事故発生時における放射性物質や放射線の影響評価に用いるため、県は、平常時から放射性物質、放射線についてのモニタリングを実施し、比較データを収集・蓄積する。
- 県は、国、市町村等と平時から連携を図り、原発事故発生時における緊急時の環境放射線モニタリング実施体制を整備する。
- 県は、原発事故等発生時には、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象の追加など、体制の強化を図る。

**【県外からの避難者受入】**

- 原発災害時の広域避難の受入については、福井県の依頼を受け、福井県内での避難ができない場合に、敦賀市からの避難者について、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の小中学校や県立高校等を避難所として受入を行うこととしている。
- 本県に受け入れた避難者のニーズを的確に把握し、対応する。

# 6. 緊急物資の供給体制の確保



## 重点項目見直しのポイント

民間事業者の協力を得ながら、緊急物資の調達や効果的な供給体制の構築を目指す。家庭や地域、事業所などにも備蓄の充実を働きかけるなど、自助・共助・公助が協力して取り組む。

### 【緊急物資の調達】

- 大規模災害時は、物資の供給がストップすることも想定されるため、流通備蓄及び現物備蓄双方の特性を踏まえ、県及び市町村は、備蓄手法・備蓄品目・数量等を見直し、備蓄の充実を図る。
- 県、市町村だけでなく家庭や地域、事業所などにできるだけ備蓄の充実を働きかけるなど、自助・共助・公助が協力して取り組む。また、1週間生活できる食料等を備蓄できるようローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品等を日常生活の中で継続して備蓄するように家庭や地域・事業所に働きかける。

○県及び市町村は、物資確保のため、協定締結事業所の拡充等を図る。

○県は備蓄庫、ヘリポート等の機能を備えた**広域防災拠点**の整備を図る。

### 【輸送ルートの確保】

- 輸送ルートを確認するため、災害に強い道路づくりや、橋梁の耐震補強を推進する。
- 孤立可能集落への物資輸送において、ヘリコプターの活用が有効であるので、救援物資の迅速な搬送を確保するため、臨時発着場所の確保について再確認を行う。

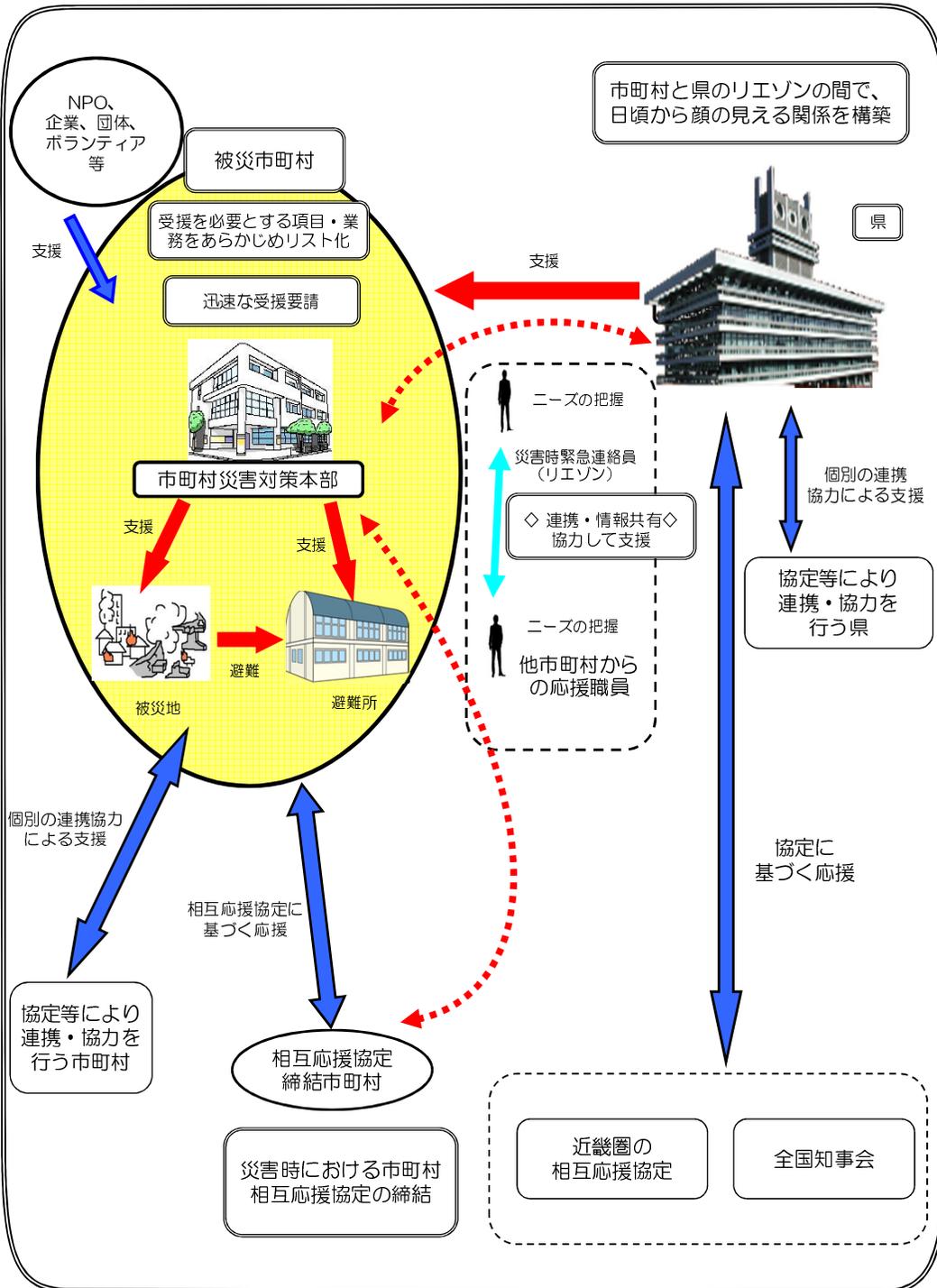
### 【緊急物資の円滑な搬送】

- トラック協会、倉庫協会等との間で、民間倉庫の活用、被災地への搬送委託、物流の専門家や作業員の派遣に関する協定を活用。
- 個人等からの小口救援物資は、多種少量となり物資管理や被災地のニーズにあった物資提供は困難であることから、原則として受け取らないこととし、県ホームページ等で広く周知する。

### 参考事例 —ポイント—

- ・紀伊半島大水害の際に、物資集積場所はフォークリフト等が利用できる構造ではなく、物資搬入及び搬出に多数の職員で対応した。
  - ・県、市町村は、県民及び事業者が1週間生活できる食料等を備蓄できるように、県及び市町村は現物備蓄として、ローリングストック法（※）等によりストックが可能な食料及び生活必需品を日常生活の中で継続して備蓄するように働きかける。
- (※) ローリングストック法 …備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段の生活している食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法

## 7-1. 支援・受援体制の整備(県内で災害発生の場合)



## 重点項目見直しのポイント

地域防災計画の項目に新たに「支援・受援」を追加し、市町村相互応援協定の締結や災害時緊急連絡員の養成など、災害時に円滑な支援を行うために必要な取組を盛り込む。

### 災害予防

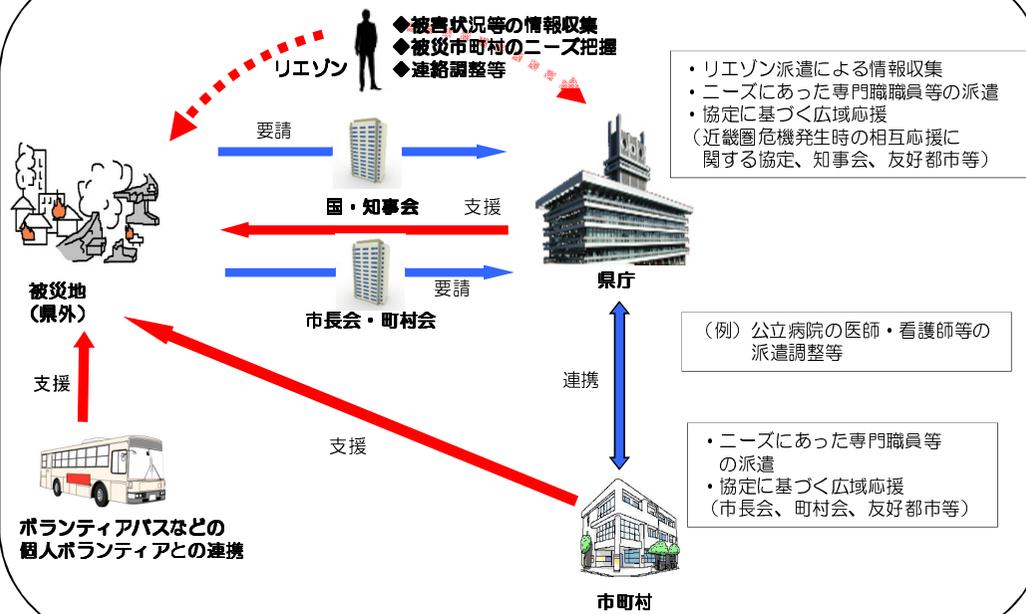
- 市町村及び県は、災害発生時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で応援協定を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 県は、他の都道府県並びに関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておく。また、市町村は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県と要請の手順等を取り決めておく。
- 市町村及び県は、被害想定に基づき、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。
- 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等の確保を行う。
- 県は迅速、的確な情報収集を行うため、災害時緊急連絡員（リエゾン）を養成、登録する。
- 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う医療ニーズの変化に対応できる医療救護体制の整備を図る。
- 県は、迅速な応急対策が実施できるよう、南部地域等に、備蓄庫、ヘリポート等の機能を備えた**広域防災拠点**の整備を図る。

### 応急対応

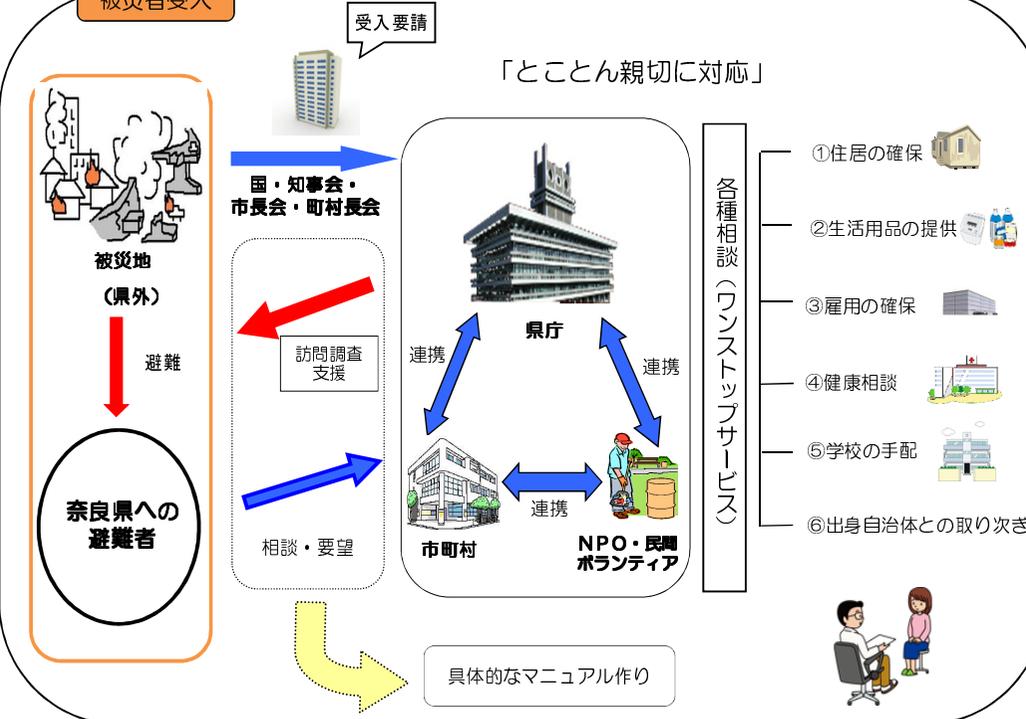
- 県は、被災地の状況等を迅速、的確に把握するため**災害時緊急連絡員（リエゾン）**を災害発生時、速やかに派遣する。
- 県は、被災市町村からの要請を受け、または要請を待ついとまがないと認めた時は、他の市町村と連携して、職員の派遣、医療救護チームの派遣、食料、水等の緊急物資を輸送する。
- 市町村及び県は、応援内容を整理して、速やかに国、他の都道府県、防災関係機関に応援要請を行う。
- 市町村は、ボランティア等の民間機関からの応援を受けるため、市町村社会福祉協議会と連携して受入体制を整える。

## 7-2. 支援・受援体制の整備(県外で災害発生の場合)

### 人的支援



### 被災者受入



## 重点項目見直しのポイント

地域防災計画の項目に新たに「支援・受援」を追加し、東日本大震災における対応を踏まえて、県外への人的支援、県外からの避難者の受入に係る取組を盛り込む。

### 支援体制の立ち上げ

○支援体制を立ち上げ、全庁で情報を共有して応急対応を行う。

### 人的支援

○市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職職員の人数等を把握しておく。

○市町村は、姉妹都市など個別に関係のある市町村との災害時の相互の協力関係を確認しておく。

○県は迅速に、被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地の支援ニーズを把握する。

○市町村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

○県は、NPOや企業、民間団体等と連携して、ボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

### 被災者受入

○大量の被災者を受け入れる場合が生じた際に備え、被災者を受け入れる体制・整備を市町村と連携して進める。

○大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

○奈良県への避難者に対しては、市町村、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口(ワンストップサービス)の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

○県内に避難してきた被災者に関する情報を、市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

### 物的支援

○「6. 緊急物資の供給体制の確保」と同様の取組を行う。